

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター 第2期中期目標

前文

香取おみがわ医療センターは、昭和30年に国保小見川中央病院として開設された。その後、国保小見川総合病院を経て、令和元年9月1日の新病院開院に伴い、設立母体を香取市東庄町病院組合から香取市へ、経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へ変更し、名称を香取おみがわ医療センターに改めた。

令和4年4月1日から、経営形態を地方独立行政法人へ変更し、現在、一般病床100床、14診療科目を有し、急性期医療、かかりつけ医機能及び在宅医療の3つを医療機能の柱として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の実現に努め、香取地域医療の中核病院としてその責務を果たしている。

しかしながら、香取市では、人口減少、少子高齢化及び過疎化が進むことにより、必要とされる医療の内容にも変化が生じていることから、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「医療センター」という。）においても、その変化に柔軟に対応し、地域の要請に応じた医療を提供できる経営をしていかなければならない状況にある。

このようなことから、医療センターでは、医師、看護師及び医療技術員の確保に積極的に取り組み、診療体制の充実を図りながら、安定的かつ持続可能な病院経営をしていくため、経営基盤の強化及び安定化が必要とされる。

香取市は、医療センターの経営責任及び病院のあり方の明確化、職員の適正配置及び意識改革、収益の確保等の課題解決に向け、より迅速かつ柔軟に対応し、もって地域住民の健康の維持・増進に寄与するため、ここに業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

香取地域は医師の高齢化が進み、後継者不足による開業医の減少が予想される中、医療センターの存在は非常に大きい。

今後、医療センターがこの中期目標に基づき、地域住民に愛される病院となり、患者及び地域住民の期待に応えていくことを望む。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域の特性に配慮した医療の提供

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

千葉県が策定した地域医療構想との整合性を図ること。

病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

(2) 診療体制の充実

地域医療の質及び患者サービスの向上の観点から、需要に即した診療体制及び診療機能の補完に努めること。

専門性の高い領域の手術を積極的に行い、急性期医療の維持・充実に努めること。

外来診療においては、開業医の減少が予想されることから、症状が軽症のときには、かかりつけ医での診療を基本としながら、必要に応じて検査及び専門的な治療を医療センターで受けることができるよう、地域の病院及び診療所と連携を深めること。

少子高齢化が進行する中であっても、香取市内における医療資源が限られている小児医療は、地域医療において重要な役割を担っている。このため、医療センターは小児診療体制の維持・強化に継続的に取り組むこと。

歯科診療においては、病院における診療の役割を果たし、外来・入院診療を他の診療科と連携して推進すること。

地域住民の健康の維持・増進に寄与するため、特定検診、人間ドック、各種健康診断、予防接種等を継続して実施し、疾病予防及び介護予防の推進を図ること。

(3) 在宅医療

患者が安心して在宅生活へ移行できるよう、入院時から退院後の生活を見据えた包括的かつ継続的な支援体制を構築し、在宅復帰支援を推進すること。

急性期から回復期に至るまで、患者の状態に応じたリハビリテーショ

ン医療を提供し、ADL（日常生活動作）の向上を通じて、在宅復帰を支援する体制を整備すること。

高齢者及び慢性疾患を抱える人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉の各サービスが相互に連携・補完する在宅療養支援体制の構築を推進し、生活の質の向上を図ること。

（４） 救急医療

地域住民による救急医療の要望が高いことから、軽症及び中等症の救急患者の受入体制の構築に努めること。

対応が困難な患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

（５） 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、香取海匝保健医療圏の基幹病院、隣接市町の基幹病院及び香取郡市医師会と機能分担するなど、連携を強化すること。

近隣地域の病院、診療所等と相互に情報交換を行い、効率的な医療提供体制を構築することにより、安定した地域医療の確保を目指すこと。

（６） 行政及び地域と連携した医療の提供

介護が必要になっても住み慣れた地域で在宅生活を送ることができるよう、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う複合型の公立病院として、医療資源の効率的かつ効果的な提供体制の構築に取り組み、地域包括ケアシステムの一翼を担うこと。

香取市地域防災計画に基づき、災害及び事故の発生に備えて人的・物的資源の整備を進めるとともに、災害時には県内の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院と連携し、地域住民が安心できる医療の提供に努めること。

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上の重大な健康被害に対しては、香取市及び関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を図ること。

２ 医療の質の向上

(1) 医師の確保・定着

地域における安定的かつ質の高い医療サービスの提供を継続するため、常勤医師の確保・定着に計画的に取り組むこと。

大学との連携を強化するとともに、医療センターの特色を活かしながら、医師紹介会社の活用など多様な手法を組み合わせ、医師の確保・定着を図ること。

(2) 看護師及び医療技術職員の人材確保・育成・定着

医療サービスの質の維持・向上を図るため、看護師及び医療技術員の人材確保・育成・定着に継続的に取り組むこと。

患者及びその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育実習の受入れ、関係教育機関との連携強化及び資格取得支援を含む教育研修体制の充実を推進すること。

近隣の看護師養成機関等における今後の動向を香取市と共有し、地域医療を担う人材の育成を目的とした、医療センター附属看護専門学校の計画的な運営に努めること。

(3) 職員の職務能力等の向上

医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備すること。

プロパー職員の採用、研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員の確保・育成・定着に取り組むこと。

(4) 医療DXの推進

厚生労働省が推進する医療DXの実現に向けて、電子カルテ情報共有サービス、オンライン資格確認等の情報基盤を活用し、医療情報の連携強化、医療の質の向上を図ること。

3 患者及び家族から信頼される病院に向けた取組の推進

(1) 患者中心の医療の提供

患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの体制を強化すること。

(2) 診療待ち時間の改善等

患者サービスの向上の観点から、外来診療の待ち時間の短縮・改善に取り組むこと。

(3) 患者及び来院者のアメニティの向上

患者及び来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

患者、来院者及び職員の健康に配慮するため、引き続き敷地内禁煙を徹底すること。

(4) 患者の利便性の向上

全ての職員に対し「医療はサービス業である。」との認識を浸透させ、接遇の質の向上に努めるとともに、患者の意見及び要望を的確に把握するための仕組みを整備し、サービスの向上と業務改善に取り組むこと。

マイナンバー健康保険証（オンライン資格確認）の利用促進を図り、ボランティアの協力を得ながら医療センター内外の案内体制を充実させ、患者が安心して利用できる環境づくりを進めること。

(5) 地域住民に対する広報活動

医療センターの医療情報を発信し、受診行動への啓蒙活動を行い、医療センターが行う医療サービスについて、地域住民への理解を高めること。

4 法令等の遵守及び情報公開の推進

(1) 法令等の遵守

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、高い倫理観を持ち、患者が安心して医療を受けられるよう配慮すること。

(2) 個人情報保護及び情報公開の推進

患者の信頼向上のため、診療録、診療報酬明細書等の医療情報について、適切な情報開示を実施すること。

(3) サイバーセキュリティ対策

医療情報システムの安全管理に関する厚生労働省のガイドライン等

の最新動向を踏まえ、全職員への情報共有を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の強化に取り組むこと。

サイバー攻撃への備えとして、教育・訓練の実施、体制整備、事業継続計画（BCP）の策定等を通じて、医療機能の安定的な提供及び経営リスクの低減を図ること。

5 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

（1） 医療安全対策の徹底

医療事故の未然防止及び再発防止を図るため、インシデント・アクシデント等の医療安全に係る情報を的確に収集・分析し、組織的な対策を着実に実施すること。

（2） 院内感染対策の徹底

患者及び職員の安全を確保し、医療の質を維持・向上させるため、院内感染対策の徹底に取り組むこと。

感染症発生時における迅速かつ的確な対応を可能とするため、院内各部門及び地域医療機関との連携体制を強化し、情報共有及び対応手順の整備を図り、組織全体としての感染対策能力の向上を目指すこと。

（3） 医療安全対策及び院内感染対策に対する知識の向上

医療安全対策及び院内感染対策の実効性を高めるため、全職員を対象に職種・役割に応じた教育・研修を計画的に実施し、知識及び対応力の向上を図ること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

（1） 自律性・機動性・透明性の高い病院運営及び業務運営の適正化

地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うこと。

業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を推進するための体制を整備すること。

（2） 中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成

医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成を図るため、理事会の体制整備をはじめ、部門ごとの経営分析及び計画の進捗状況の定期的な把握を通じて、継続的な改善の下で業務運営を行い、経営の効率化に努めること。

中期目標の主要事項については、中期計画に数値目標を設定し、達成状況を可視化するなど計画の実効性を高めること。

中期目標及び中期計画の範囲内で、予算科目間及び年度間で柔軟に運用可能な会計制度を活用し、迅速な事業運営に努めること。

契約においては、複数年契約又は複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図ること。

患者ニーズに機敏かつ柔軟に対応した医療サービスを提供するため、指示・文書等の情報の流れを円滑かつ明確にすることで組織全体としての情報共有を徹底し、迅速な意思決定に努めること。

2 適切かつ効果的な人員配置及び人事評価制度

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

医療需要の変化及び病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。

必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 意欲を引き出す人事評価制度の構築

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定により、職員の努力が評価され、業績及び能力を的確に反映した人事管理を行い、適切な運用を図ること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員の確保・定着のため、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある職場環境を整備すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保及び費用の削減

(1) 収入確保

収入の安定的な確保に向けて、病床稼働率等の指標に基づく目標値を設定し、病院運営に関する継続的な検討及び改善を通じて、施設の効率的な稼働を図ること。

診療報酬改定及び健康保険法等の制度改正に的確に対応し、収益構造の強化を図ること。

(2) 人件費の削減

常勤職員及び非常勤職員の配置の見直し及び業務の効率化を通じて、必要最小限の人員体制を維持しつつ、業務の質を確保すること。

業務プロセスの改善、業務量の平準化、ICTの活用等を推進し、職員の働き方改革及び経費削減の両立を目指すこと。

(3) 材料費の削減

ベンチマークを活用し診療材料費の削減を図ること。

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品、診療材料等の購入方法の見直しを図ること。

(4) 経費の削減

業務委託の適正性等、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その削減に努めること。

2 経営基盤の確立及び運営費負担金のあり方

(1) 経営基盤の確立

独立採算を意識した経営体制の確立に向けて、定期的な経営協議を通じて課題を共有し、持続可能な経営基盤を確立すること。

理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改善に取り組み、中期目標期間内における経常収支比率100%の達成を目指すこと。

(2) 運営費負担金のあり方

法人運営は独立採算が原則であるが、政策医療の分野等に係る運営費負担金については、法第85条第1項の規定により、設立団体が負担す

るため、設立団体の住民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、中期計画に適切に計上すること。

運営費負担金は、毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に準じて算定するものとし、特に新たに繰出しの基準に該当する経費が見込まれる際には、あらかじめ香取市と協議すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 事業運営資金の確保

(1) 自己収入の確保等に向けた取組

自己収入の安定的な確保に向けて、診療報酬請求事務の適切な実施を徹底するとともに、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額の改善に向けた定期的な注意喚起及び業務体制の強化を図ること。

未収診療費債権の発生・回収状況を踏まえ、より実効性のある請求・督促方法を債権管理マニュアル等に明記し、可能な限り多くの債権の回収に努めること。

(2) 施設の貸付け等に係る収入

安定的な経営基盤の構築に向けて、売店の貸付、自動販売機の設置又は職員宿舍の使用料収入など、施設の有効活用による収益機会を適切に管理・運営し、収入の維持・拡充に努めること。

2 医療機器及び施設の整備に関する事項

(1) 医療機器及び施設の整備

費用対効果、地域の医療需要、他機関との機能分担及び医療技術の進展などを総合的に判断して実施すること。

(2) 中長期的な投資計画の作成

高額な医療機器等の更新及び施設の整備については、償還等の負担を十分に考慮し、中長期的な投資計画を作成の上、行うこと。